

清掃センターへのごみの持込み (処理手数料が必要です)

以下のゴミは清掃センターへご本人が直接持込んでください。

家庭の一時的 多量ごみ	引越しごみ	引越しの際などに出る日用品的なごみの内、清掃センターで処理が可能なもの。
	木や草の刈り 込みごみ	ご自身で刈られた家庭の木や草。 草木は50cm~1m(直径8cm以内)・竹は40cm(直径8cm以内)程度に切って束ねてください。 (業者が請け負ったものは、必ずその業者の責任で処理させてください。) ※自治会単位での申込により春と秋の年2回収集を行っています。
事業系のごみ (商店・事業所などのもの)	事業系一般廃棄物の内、清掃センターで焼却可能なもの。 (清掃センターへ直接持ち込むか、市の許可を受けた収集運搬業者にご依頼ください。)	

持込時間 月曜~金曜の平日
午前11時~正午と午後1時~4時

飼い犬・飼い猫が亡くなったら

油紙や新聞紙で包み、ダンボール箱などに入れてからヒモで箱を縛った上で清掃センターへ持ち込んでください。(処理手数料が必要です)

- *持込時間は月曜~金曜の平日午前9時~正午と午後1時~4時。
- *飼い犬が亡くなった場合、畜犬登録の抹消手続きが必要です。市役所の環境政策課(TEL 53-1151)までお問い合わせください。



野良犬・野良猫の死体を見かけられたら

道路上などで野良犬や野良猫などの死体を見かけられたら、収集いたしますので清掃センターへご連絡ください。

不法投棄

ごみをみだりに捨てた場合は、法律により罰せられます。(5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金)。



一人ひとりがごみの分別と排出のルールとマナーを守り、美しい街をつくりましょう!

お問い合わせは

大和郡山市産業振興部
クリーンセンター 清掃センター

大和郡山市九条町80番地
TEL 53-3463 FAX 55-3570
http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/

生まれてくる 子どもたちのために

~ごみの分別と減量、
そして資源化の徹底を~

ごみの量は増え続け、その種類も多くなっています。
一人ひとりが“ごみ”をつくらないように心掛けましょう。
ごみの分別は、ごみ処理を効率的に行い、限りある資源を大切にするために、お願いしています。

市では収集・処理できないごみ

品 目 例	処 理 の 方 法
消火器、廃油(天ぷら油、灯油、オイルなどの液状のもの)、薬品類、塗料、毒性・爆発性・引火性のあるもの(火薬、花火、プロパンガスボンベなど)	販売店で引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼してください。
廃棄自動車、50ccを超える単車、タイヤ、バッテリー、自動車部品、たたみ、ピアノ・温水機など	
農機具、コンバイン、テラー、脱穀機など	
家の改築工事などで出るもの、建築廃材、土砂、ガレキ、コンクリートブロック、ガラスサッシ、レンガなど	専門の処理業者に依頼してください。
産業廃棄物、医療系廃棄物(注射針など)	購入店や買い替えの際に引き取ってもらう(リサイクル料金が必要です)。これにより難しい場合は、郵便局でリサイクル料金を振り込み、支払い済み伝票を現物に貼付の上、製造メーカーの指定する引取り場所に持ち込んでください。
特定家電品(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)	

市ホームページに「ごみの分別辞典」を掲載していますのでご活用ください。

奈良県大和郡山市の概要とお知らせ、暮らし、観光情報、歴史を紹介

平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。
奈良県 大和郡山市
Yamatokoriyama City English | 中文 | 한국어 | Portuguese

● サイトマップ ● サイト内検索 **ごみの分別辞典** 検索 ● 文字のサイズ 大きくする 印刷

TOP 暮らし 子育て・教育 医療・福祉 観光・イベント 施設 市政 市の紹介

緊急・防災・災害
● 救急医療情報
● 防災・ハザードマップ
● 消防署

「ごみの分別辞典」と一致するもの
暮らし 4月1日(金)から粗大ごみの処理料が変わります
暮らし ごみの分別辞典

※ 事業系廃棄物は、法律により事業者が、自ら処理し、その処理費用を負担するものとされていますので、市では収集できません。

